

運用基準案に盛り込むべき事項(案)へのコメント

平成26年5月9日時点

番号	事項	条文	コメント	反映状況
1 基本的な考え方				
			<p>公的情報の適正な管理を基盤とすることを明記すべきではないか。</p> <p>【理由】 「特定秘密の漏えいの防止、国民の知る権利、プライバシーの保護などの諸観点のバランスを図る」とあるが、「バランス」と言うだけでは相互関係が不明である。これらはいずれも公的情報の管理と利用のあり方を問題とする観点であり、いずれも適正な管理がなされていなければ、本来予定した制度から逸脱するか単なる建前にしかならない。これらをつなぐ考え方として、公的情報の適正な管理を基盤とするという文言を入れてはどうか。</p>	<p>● 「公的情報の適正な管理を基盤とする」との文言自体は記載しておりませんが、基本的な考え方において、特定秘密が記録された行政文書についても、情報公開法や公文書管理法が適用されることは、他の行政文書と変わりがない旨を明記しました。</p>
			<p>本運用基準においては、特定秘密の保全を重視するとともに、国民の知る権利の保障に資する報道又は取材の自由に十分に配慮し、かつ、適性評価の実施によってプライバシーが不当に侵害されないようにバランスをとるべきであると考えます。</p>	<p>● 御指摘を踏まえ、「法の運用に当たって留意すべき事項」において国民の知る権利の保障に資する報道又は取材の自由に十分に配慮すること等について明記するとともに、「特定秘密を取り扱う者の心構え」において、特定秘密を取り扱う者は、特定秘密の漏えいを防止しなければならない旨明記しました。 また、適性評価の実施に当たっての基本的な考え方において、プライバシーの保護に十分に配慮しなければならないこと等を明記しました。</p>
2 秘密の指定				
			<p>国会審議の政府答弁においては、法別表に掲げられている各事項の細目について、さらに細かい基準を本運用基準において作成し、公表する旨の答弁がなされている。この細目は、特定秘密の指定・保全・解除のみならず、指定件数等を国会に報告する際の基礎となるものであるから重要性が高い。また、この細目ごとに、可能な限り、解除の基準を示すのが妥当であると考えます。 これらにつき、特定秘密保護法施行準備室から、細目及び想定される有効期間(期限又は条件、及びその設定理由)に関する案を提示して頂ければ、各委員が意見を述べる際に有意義であると考えます。 このように要望する理由は、本法の施行後、行政機関の長が特定秘密を指定する対象となる細目を全て想定しうる有識者は存在しないためである。 もちろん、各委員が、その専門的知見から、同室から提示された細目と有効期間について、異なった意見を述べることは当然に認められるべきであると考えます。 なお、本法で初めて法律により特定秘密の解除制度が規定されたが、米国における機密解除制度の成立と比較すると相当に時期を逸したものとなっている。このため、過去の文書等につき特定秘密として指定する場合には、一般的な有効期間の期限又は条件を一律に適用するのではなく、相当歴史を経過したものについては、早期に解除を行うための付加的な基準を設けることを検討すべきであると考えます。</p>	<p>● 事項の細目を可能な限り具体的に記載しました。</p> <p>● また、運用基準素案においては、有効期間については、「特定秘密に指定される情報に係る諸情勢が変化すると考えられる期間を勘案し、指定の要件充足性を見直すに当たって適切であると考えられる最も短い期間」との基本的な考え方を打ち出すとともに、そのような期間の例について具体的に記載しました。</p> <p>● 過去の文書等を特定秘密に指定をする場合については、法施行後に特定秘密として指定される具体的な情報は、事項の細目等の指定の基準に基づき、各行政機関において選定されるものであり、また、個々の情報の施行以前の取扱いも様々であったと考えられるため、これを加味して一般的な有効期間又はその延長の基準を予め定めることは困難ではないかと考えます。</p>
(1)	指定の要件	第3条第1項及び別表		
ア	別表該当性		<p>ネガティブリスト(特定秘密に指定してはいけない事項)について、違法行為や不祥事のほか、外国で秘密指定が解除されて外国の公文書館で閲覧できるようなものについても、指定対象から外すべきであることも盛り込むべきではないか。</p>	<p>● 非公知性の基準において記載しました。</p>
			<p>法律別表は、「その他の活動」など、限定がないと思われる表現となっている。「法別表各号に掲げる事項の細目を例示する」方針とのことであるが、具体的に限定的にすることを意識していただきたい。 今の案では指定にいたる要件の具体性に乏しいと思われる。</p>	<p>● 事項の細目を可能な限り具体的に・限定的に記載しました。</p>
			<p>細目は必要だが工夫が必要である。</p> <p>【理由】 別表各号の記述以外に細目を設けることは、限定性を明確にすることになるので、内部における恣意的な運用の回避と、外部からの漠然性の批判に対する一定の回答になる。</p>	
イ	非公知性		<p>非公知性について、アメリカでは非序に厳格な基準を設けており、政府が公式に認めない限り非公知性は失われていない。(日本ではどのような基準にするのか。)</p>	
			<p>「外国政府が同一性を有する情報を公表している場合」としては、米国の公文書館で公表された場合を想定していると思うが、様々な事例を想定しておく必要がある。例えば、外国が自国に有利となる勝手な言い分を公表した場合や、報道された場合に事実の存否すら言えない場合はどうするのかこうした場合、「同一性」という観点だけで説明できるのか。よく検討して欲しい。いずれにしても、重要な事項であるので、「公になっていないもの」の考え方を整理し、運用基準の素案を示すときに説明して欲しい。</p>	

番号	事項	条文	コメント	反映状況
			<p>明記すべきである。 【理由】 「非公開」は、実務的にはかなり判断がむずかしいだけに、具体的な記述が必要である。秘密情報を知る者の範囲が基本的に取扱者及び知得者に限定されていることからすると、これ以外の者が知る状態になることは漏えいしたことになる。しかし、「これ以外の者」の範囲が当該組織内で、ごく限られていて、かつ、そこに情報が止まっている場合には、漏えいはしているが、非公開の状態は維持されていると考えられる。</p>	
			<p>非公開性の要件については、まず、その判断基準を明らかにすべきであると考ええる。 この争点について、委員への貴室による回答によれば、第3条第1項において「公になっていないもの」とは、不特定多数の人に知られていない状態を言い、例えば、特定秘密と同一性を有する情報が新聞に掲載されたと認められる場合には、「公になっていないもの」との要件を満たさず、行政機関の長は特定秘密の指定を解除することになるとされている。 そこで、特定秘密との「同一性」を誰が判断するのかということが問題になるが、この点につき、森国務大臣による答弁では「その非公開性を失ったかどうか」ということの判断は、(中略)行政機関の長がすることになっております。」(第185回国会衆議院国家安全保障に関する特別委員会議事録第11号(平成25年11月12日))とされていることから、同一性についても行政機関の長が判断することになるかと思われる。 この判断基準には賛成であり、運用基準に記すべきであると考ええる。行政機関の長が、その同一性を否定して即時の解除を認めなかった場合においても、後日、当該情報が解除された時点で当該判断の適否が明らかになることから、「同一性」を否定することによって解除しないということが濫用されることには、一定の歯止めがかかっていると考えられる。 この点、米国でも同様の判断基準が判例法で形成されている。たとえば、情報自由法の第1不開示事由(大統領令に基づき、国防又は外交上の利益について適正に機密指定された情報を、不開示情報とするもの)に関して、ウィキリークスが公表した事実について非公開性を理由に情報開示請求がなされた事案(ACLU v. Dep't of State, 878 F. Supp. 2d 215 (D.D.C. 2012))では、①このような主張を認めるにあたっては、当該情報が短に公領域情報であることを示すだけでは不十分であり、②公領域にある当該情報が、情報開示請求がなされた情報と同一情報であると「公式に認められた(officially acknowledged)」ものでなければならず、③この公式な開示と非公式な開示とでは重大な違いがあるとの判断が示されている。この②は、行政機関の長が公式に当該情報を同一情報であると認めることを意味しているので、森国務大臣の答弁と一致する基準であると言える。 この判断基準を維持する限りにおいて、本運用基準において、あまり多くの具体例を挙げる意味はないと思われる。たとえば、貴室が挙げられている「外国政府が同一性を有する情報を公表している場合には、たとえ我が国政府が公表していなくても、指定の要件を欠くことを明記するか。」という事例についても、結局のところ、この「同一性」を判断するのは当該行政機関の長であるためである。</p>	<p>● 御指摘も踏まえた記載としました。</p>

番号	事項	条文	コメント	反映状況
			<p>非公開性との関係で、国会図書館なり国立公文書館等で一度公開された特定秘密を、後で不開示としなければならない事情が生じた場合について、我が国における手続が十分に整備されていないことから、一定の手続を本運用基準において記すべきであると考えます。</p> <p>これは、特定秘密に該当しない情報ではあるものの、本法案の審議において問題となった1972年3月に法務省刑事局が作成した「合衆国軍隊構成員等に対する刑事裁判権関係実務資料」につき国会図書館で1990年から公開されていたものが、その後利用に制限がかかり、最終的には個人情報以外の部分は公開されたという事案が存在した。</p> <p>この事案に関する質問について、谷垣法務大臣は、①国会図書館で公開されているものは非公開性の要件は欠くことから、②特定秘密として指定されることはない、と答弁されている(第185回国会衆議院国家安全保障に関する特別委員会議事録第11号(平成25年11月12日))。</p> <p>理論的にはこれで正しいが、誤って開示されたものを後で特定秘密として再指定する必要性が生じる事態を想定して、その手続を本運用基準に記すべきであると考えます。</p> <p>この点につき、オバマ大統領が発した大統領令13526号では、以下のような規定が設けられている。</p> <p>再機密指定を要する文書が、米国国立公文書館の物理的かつ法的管理下にあり、すでに一般に公開されている場合には、当該行政機関の長は、1.7条(c)項(1)号の定める決定を行った後、その公開停止につき、公文書管理官に通知しなければならない。この通知を受けた公文書管理官は、情報保全監察局長が再機密指定に関する決定を承認するまで、当該文書の一般公開を停止しなければならない(本大統領令1.7条(c)項(4)号)。</p> <p>なお、当該行政機関の長が、情報保全監察局長による再機密指定に関する処分に不服がある場合、当該行政機関の長は、国家安全保障問題担当大統領補佐官を通じて、大統領に対し審査請求をすることができる。これに関する迅速な裁決がなされるまでは、当該文書の一般公開の停止は継続されなければならない(1.7条(c)項(4)号)。</p> <p>なお、規定の中に引用されている1.7条(c)項(1)号は、再機密指定を行うための第1要件として、以下のように規定されている。</p> <p>当該行政機関が、個別の文書ごとに、国家安全保障への重大かつ具体的な損害を防ぐために再機密指定を行う必要があると決定し、かつ、当該行政機関の長が、当該決定に基づき、その個人の責任で書面により再機密指定を承認すること(1.7条(c)項(1)号)</p> <p>我が国においても、本法により(仮称)独立公文書監理監と(仮称)情報保全観察室に関する制度が予定されていることから、上記の本大統領令1.7条(c)項(4)号前半部分は、同様に対応できると思われる。一方、その後半部分については、制度が異なることから、当該行政機関の長と(仮称)情報保全観察室長(又は(仮称)独立公文書管理監)との間で再指定について見解が異なる場合には、内閣情報官にその決定を委ねるなどの制度設計が考えられる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 行政機関が自ら当該情報を公表した場合は、例えば、当該情報が不特定多数の者の知り得る状態に置かれたもの実際には未だいかなる者にも知られるところとなっていないことが事実であるような例外的な場合に指定することは別として、一度公開された情報の指定や再指定を制度化することは困難ではないかと考えられます。
ウ	特段の秘匿の必要性		<p>分かりやすい事例を多数記載する必要がある。そうすることによって、イメージをつかむことができると思う。</p>	
			<p>判断要素及びこれに基づく具体例を明記すべきである。 【理由】 網羅的記述は無理としても、できるだけ予測可能になるようにしておく必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 具体例を用いて判断要素を示しました。
			<p>「その漏えいが我が国の安全保障に著しい支障を与えるおそれ」の判断基準を例示する件ですが、確かに行政機関の専門的又は技術的な判断を要することから、網羅的に列挙することは難しいと考える。</p> <p>また、第4条第4項で列挙されている暗号等の情報が、これに該当する場合は多いことは間違いないと思われる。</p> <p>本法に関する国会審議における森国務大臣の答弁では、①「その情報が漏えいすることにより、安全保障のために我が国が実施する措置について、その間隙をついたり対抗措置を講じたりして、我が国が効果的な措置を講じることができなくなる場合」や、②「サードパーティーと申し立て、外国から情報をいただいた、それを特定秘密にしているというときに、外国が提供するとき、これはその他の者には出さないでくださいというような条件を付ける場合」が挙げられている。</p> <p>この他に、貴室において、国民がわかりやすい例示を多く挙げて頂ければありがたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 御指摘の森大臣の答弁で述べた例を基にして、具体例を用いて判断要素を示しました。
エ	留意事項		<p>留意事項では、濫用的な指定の禁止に関し、当たり前のことを記述するにとどめるのか、もっと踏み込んだ内容を書くのか。</p>	
			<p>「濫用」とは不相当な行為なのか、違法な行為なのか。仮に、明白かつ重大な違法行為、裁量を大幅に逸脱した行為、といったものだとすれば、「明白かつ重大」ではない場合は許されるのか、逸脱が「大幅」でなければ許されるのか、といった疑問が残るので、表現振りはよく検討すべきである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 「濫用」とは、権利、職権等について、形式的にはその行使たる外形を有するが、実質的にはその本来の使命を逸脱するために、その正当な行使ということができないことをいう(法令用語辞典)ところ、運用基準素案においては、「公益通報の通報対象事実その他の行政機関による法令違反の隠蔽を目的として、指定してはならない」旨を記載しました。

番号	事項	条文	コメント	反映状況
			<p>禁止項目を設けるべきである。 違法秘密や疑似秘密に関する内部告発が適法であることを明記すべきである。ツフネ原則で採用可能なものは取り入れるべきである。 【理由】 禁止項目を設けることによって、内部告発を考えている者が判断しやすくなるほか、情報公開審査会のインカメラでも違法秘密の判断がしやすくなる。情報公開法を改正して情報公開訴訟にインカメラが採用されれば、そこでも違法秘密の判断がしやすくなる。 ツフネ原則は、世界的に確立した原則ではないが、これからの時代における秘密情報の保全の基準を考える上で有意義であるから、可能な限り採用されるべきである。</p>	<p>● 「公益通報の通報対象事実その他の行政機関による法令違反の隠蔽を目的として、指定してはならない」旨を記載しました。</p> <p>● その上で、取扱業務者等が特定秘密の指定等又は特定行政文書ファイル等の管理が本法等に従って行われていないと思料するときには、行政機関又は内閣府独立公文書管理監(仮称)の通報窓口に対し、その旨の通報をすることができるものとし、行政機関の長は、通報者に対し、通報をしたことを理由として不利益な取扱いをしてはならない旨等記載しました。</p>
			<p>本法案の国会審議においては、何度も違法な特定秘密の指定を禁止すべき旨を法定すべきであるとの意見が出されたものの、政府答弁では一貫してこれを否定している。たとえば、森国務大臣は、「本法案は、別表に限定列挙をしておりますので、限定列挙をされた事項以外のものは、これは指定すると違反であることが明白でございますので、法令違反等に関する情報を指定禁止するということ法定をすることは考えておりません。」(第185回国会参議院国家安全保障に関する特別委員会議事録第11号(平成25年12月2日))と答弁されている。その一方で、「こういった違法な行為が行われないようにということを運用基準等でしっかりと明確にしていきたいと思います。」と答弁されている(第185回国会参議院国家安全保障に関する特別委員会議事録第13号(平成25年12月4日))。</p> <p>このように、本法の構造上、違法な指定を禁止し、又は罰するという規定を置かなかつたものの、運用基準ではきちんと記しておくべきであると考えます。</p> <p>この点につき、米国では大統領令13526号1.7条(a)項は、機密指定を、①法令違反、非効率性の助長、又は行政上の過誤の秘匿、②特定の個人、組織、又は行政機関に問題が生じる事態の予防、③競争の制限、又は、④国家安全保障上の利益の保護に必要な情報公開を妨げ、又は遅延させる目的で行うことを禁止している。また、このような場合において、機密指定を継続したり、機密解除を行わないことも禁じられている(1.7条(a)項)。さらに、国家安全保障上の利益と明白に関係のない基礎科学研究情報を機密指定してはならないと規定されている(1.7条(b)項)。</p> <p>本運用基準においても、このような情報を特定秘密として指定しえないことを注意規定として記すべきであると考えます。また、上記の類型の一部に該当するものの、国会答弁で明らかにされたように、上司が部下に違法な事項を特定秘密に指定することを命じた場合、このような職務命令には明白かつ重大な瑕疵があることから、当該部下は、国家公務員法第98条の命令服従義務によっても、これに従う必要がないことを合わせて記しておくべきであると考えます。</p>	<p>● 「公益通報の通報対象事実その他の行政機関による法令違反の隠蔽を目的として、指定してはならない」旨を記載しました。</p>
			<p>公益通報者の保護に関して、本法に関する国会審議では、違法な内容を特定秘密として指定することはできないので当該指定は無効となり、これを通報した国家公務員等は保護され、処罰されることはない旨と答弁されてきた。その一報で、公益通報者の保護については、運用基準に盛り込めるように検討していくとされ、貴室からも具体的な内容を検討している最中であつて、追って委員に当該案が提示されるとのことであつた。なお、本日まで、当該案は示されていない。</p> <p>この点については、運用基準において、上記の「濫用的な指定の禁止」につき注意規定として記した方がよいことから、政府答弁のとおり、これらの指定は無効であり、これらを通報した国家公務員等は公益通報者保護法により保護されると記しておくべきであると考えます。</p> <p>なお、米国では、連邦政府職員に行政機関の不正を告発することを認め、また告発者が内部で報復を受けないようにすることを定めた1989年内部告発者保護法が制定されているものの、同法は、高度の機密保全を扱うインテリジェンス機関や国家機密等に対しては適用されない。これを補うために、1988年に軍内部告発者保護法、1998年には情報関係機関内部告発者保護法が制定されている。また、近年、オバマ大統領による大統領政策指令19号により、インテリジェンス・コミュニティ内での内部告発制度が改善された。なお、これらの内部告発者保護制度の対象外となっていた国防総省等の請負者の被用者に対しては、2013年会計年度国防授権法において内部告発が認められる制度が設けられた。いずれにしろ、我が国とは内部告発の法体系が異なっているので、この点については直接的な参考にしにくいと考える。</p>	<p>● 取扱業務者等が特定秘密の指定等又は特定行政文書ファイル等の管理が法令や運用基準に従って行われていないと思料するときには、行政機関の通報窓口に対し、その旨の通報をすることができるものとし、さらに、行政機関から通報事案についての調査を行わない旨の通知又は調査の結果の通知があつた場合には、通報者は、内閣府独立公文書管理監(仮称)の通報窓口に通報することができること等を記載しました。</p>

番号	事項	条文	コメント	反映状況
(2)	有効期間	第4条第1項	「有効期間の基準を例示する」とあるが、これは5年以下の通常の有効期間か、原則30年以下の延長後の有効期間か。事項の細目の横には前者を記載し、後者は延長に係る基準の中で別途記載すればよいのではないか。	<ul style="list-style-type: none"> ● 有効期間について、「特定秘密に指定される情報に係る諸情勢が変化すると考えられる期間を勘案し、指定の要件充足性を見直すに当たって適切であると考えられる最も短い期間」との基本的な考え方を打ち出すとともに、そのような期間の例について具体的に記載しました。 ● その上で、有効期間延長の際の要件充足性の点検義務等を定め、特に有効期間を延長する際に慎重に判断すべき例を具体的に記載しました。
			情報ごとに有効期間の基準をその基本的考え方とともに設定すべきでは。一律5年、という運用ではなく、1年、2年、3年、といった短期間も設定すべき。	<ul style="list-style-type: none"> ● 「特定秘密に指定をされる情報に係る諸情勢が変化すると考えられる期間を勘案し、指定の要件充足性を見直すに当たって適切であると考えられる最も短い期間」との基本的な考え方を打ち出すとともに、そのような期間の例について具体的に記載しました。
			(指定の有効期間の延長について)「予定される場合」とするより、「想定される場合」とした方が良い。	<ul style="list-style-type: none"> ● 「予定される場合」との記述は削除しました。
			指定の有効期間について「交渉終了まで」といった定性的な形で設定するのはよいが、実際は交渉が妥結した後もいろいろ動きがあるのが普通であり、「いつが交渉終了なのか」を決定するのが難しく、かえって行政側の判断が繁雑になるのではないか。一方、「交渉終了後適切な時期まで」とした場合には、行政機関の裁量が大きく、恣意的との批判を免れない。定性的な有効期間の設定には、疑問が残る。	
			有効期間は、実際の秘密指定の必要性を考慮して、出来る限り限定すべきであり、5年を上限しておくべきである。 「交渉終了まで」という指定の仕方はあり得るが、「〇年」と明示した上で、「カッコ書きとして、「但し、〇年に至る前に交渉が終了した場合には、交渉終了まで」という記述の仕方にすべきである。 【理由】 特定秘密を管理する者にとっては、秘密指定期間は余裕を持って設けていた方が便宜であるが、それは必要以上に秘密指定期間を長くしてしまうおそれがある。秘密指定期間を必要以上に長くしないために、秘密指定の必要性を頻繁に検討する機会を作る為に、5年を上限にできるだけ短い期間で指定すべきである。 「交渉終了」という概念は常に明確なわけではない。期間を引き延ばす口実に使われてはならない。そうならないようにするには、「〇年」と年限を明示した上で、「カッコ書きとして、「但し、〇年に至る前に交渉が終了した場合には、交渉終了まで」とすることによって、この問題を回避できる。	<ul style="list-style-type: none"> ● 有効期間を年数により設定することが困難である場合は、有効期間を5年とした上で、特定秘密の指定を解除する条件を要件充足性の説明の中で明らかにすることとし、5年に1度は要件充足性の点検を行うこととしました。
(3)	指定手続き	第3条第2項	一つの文書の中で、具体的にどの部分が特定秘密にあたる情報が判別できるようになるのか	<ul style="list-style-type: none"> ● 政令において、特定秘密に指定される情報に係る部分を容易に区分することができるときは、特定秘密の表示は、当該部分にする方向で検討中です。
			指定に関する記録には、指定期間と保存期間を明記する。 【理由】 特定秘密が指定期間終了と同時に廃棄されると、当該行政機関以外の者が特定秘密の内容を確認する機会がなくなってしまう、恣意的な秘密指定を許容することになりかねない。保存期間を指定期間より常に長くすることによって、上記機会を確保することができる。	<ul style="list-style-type: none"> ● 指定の有効期間については特定秘密保護法に基づいて、保存期間については公文書管理法に基づいてそれぞれ記載されることとなります。 ● なお、正本・原本が別途保存されている場合の複写物や分析資料の基となった断片情報等、秘密保全及び公文書の管理の観点から、長期間保存する必要のない、あるいは長期間の管理が現実的に困難な文書も多いのが実状です。

番号	事項	条文	コメント	反映状況
			<p>法3条2項に関する指定記録等については、①指定番号、②指定年月日、③指定の有効期間、④指定した情報の内容、⑤該当する別表番号等を記録することを政令で定めることで問題ないとする。</p> <p>なお、これとは別に、指定手続について、米国法との比較でいくつか意見を述べておきたい。</p> <p>第1に、特定秘密の指定について、行政機関の長が指定権限を委任する場合には、その範囲を必要最小限に限定するとともに、具体的な受任者とその職位を(仮称)情報保全観察室長(又は(仮称)独立公文書管理監)に報告する義務を課して、そのチェックを重層化するべきであるとする(大統領令13526号1.3条(c)項参照)。</p> <p>第2が、再機密指定の制限である。ある特定秘密が一度解除され情報公開がなされた後に、再び特定秘密として指定する必要がある場合には、①当該行政機関による再機密指定が必要であるとの決定し、②当該情報を、不必要な注意を喚起することなく合理的に回収し、かつ、③当該再指定を、内閣情報官及び(仮称)情報保全観察室長(又は(仮称)独立公文書管理監)に報告するといった加重要件を運用基準で定めておくことを検討すべきであるとする(同大統領令1.7条(c)項参照)。</p> <p>第3に、特定秘密として指定されていない秘密に対して情報開示請求がなされた後に、当該秘密が特定秘密の要件を満たしていることから事後的に特定秘密として指定されるという事態は、本来はあってはならないことではあるものの、全く排除してしまうことはできないことから、一定の加重要件を運用基準で定めておくべきであるとする。</p> <p>米国の規定を参照すると、行政機関の長又は当該行政機関の次官といった個人が直接的な関与を行う責任を課している(同大統領令1.7条(d)項参照)。</p> <p>しかし、この加重要件では十分ではないと考えられることから、この場合も再指定の場合と同様に、当該指定を、内閣情報官及び(仮称)情報保全観察室長(又は(仮称)独立公文書管理監)に報告するといった加重要件を運用基準で定めるべきであるとする。</p> <p>第4が、特定秘密の指定に関して、特定秘密取扱者による異議申立て制度を、公益通報者保護法とは別途に、行政機関内部の制度として整備すべきであるとする。その上で、当該行政機関における異議申立てが認められなかった場合には、情報保全監視委員会に異議申立てを行うことを認める制度の構築を検討するべきであるとする(同大統領令1.8条参照)。</p> <p>第5が、米国でいう派生機密に関する基準を運用基準又は政令で定めるべきであるとする。派生機密とは、すでに機密指定されている情報を複製、引用、要約、編集又は説明のために利用したことで生み出された情報を意味する。この派生機密については、本法の特定秘密に関して必ずしも国会で十分に審議されたとは言えないのではないか。また、米国では、国家機密の指定件数とは別途、派生機密の件数についても報告されている。これらの点につき、派生機密に該当する統一した基準を、本運用基準又は政令において定めておくべきであるとする(同大統領令2.1条及び2.2条を参照)。</p> <p>第6に、貴室への質問でも記したことであるが、本法においては、特定秘密を指定する権限をもたない者が、その指定を要する情報を自ら創出し、当該情報が本法の下で保護する必要があると判断した場合に関する手続規定が見当たらない(同大統領令1.3条(e)項参照)。確かに、非常にまれな例しか想定できないものの、場合によっては我が国の安全保障に著しい支障を与えることもありえるので、何らかの規定が必要であるとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 特定秘密の指定については、専決の要否を含めて検討中ですが、その範囲が広くならないようにする必要はあると考えています。 ● 行政機関が自ら当該情報を公表した場合は、例えば、当該情報が不特定多数の者の知り得る状態に置かれたもの実際には未だいかなる者にも知られるところとなっていないことが事実であるような例外的な場合に指定することは別として、一度公開された情報の指定や再指定を制度化することは困難ではないかと考えられます。 ● 行政機関及び都道府県警察の職員は、特定秘密に指定をすべきと考えられる情報を知ったときは、直ちに当該情報を特定秘密に指定するための措置をとるものとしております。御指摘のような事後的に指定をするような運用は、外見上、情報を隠蔽しようとしているかのような印象も与えかねないため、運用基準により制度化することは困難ではないかと考えます。 ● 特定秘密の指定等の適正を確保するため、4党合意を踏まえ、特定秘密の指定等の適否について検証・監察を行う機関として、内閣府独立公文書管理監(仮称)を設置することとしています。 ● 取扱業務者等が特定秘密の指定等又は特定行政文書ファイル等の管理が法令や運用基準に従って行われていないと思料するときには、行政機関の通報窓口に対し、その旨の通報をすることができるものとし、さらに、行政機関から通常事案についての調査を行わない旨の通知又は調査の結果の通知があった場合には、通報者は、内閣府独立公文書管理監(仮称)の通報窓口へ通報することができること等を記載しました。 ● 現に存在する特定秘密を記録する文書等の内容を、複製・引用等して新たに作成された特定秘密を記録する文書等についても適切な表示措置がなされるよう必要な規定を政令等に盛り込む方向で検討を進めてまいります。 ● 行政機関及び都道府県警察の職員は、特定秘密に指定をすべきと考えられる情報を知ったときは、直ちに当該情報を特定秘密に指定するための措置をとるものとしてまいりました。また、適当事業者については、行政機関から法第5条第4項の通知を受けて特定秘密を保有するに至った場合には、当該特定秘密に係る物件等の行政機関への納入等当該特定秘密の取扱いについて、行政機関との契約により定めることとなります。
3	指定の解除等			

番号	事項	条文	コメント	反映状況
(1)	有効期間の延長	第4条第2項から第4項	「延長の場合の措置」には、政令よりも更に細かい手続を記載するのか。	<ul style="list-style-type: none"> ● 延長の際の要件充足性の点検義務等を記載しますが、延長の際の具体的な措置については政令に定めることを検討しています。
			30年を超えて有効期間を延長する情報は、法第4条第4項に規定する60年を超えて有効期間を延長することができる情報に限定することを検討しているとのことであり、30年を超えて延長する場合には、どのような種類の情報であるのか、説明するべき。	<ul style="list-style-type: none"> ● 通じて30年を超える延長については、法第4条第4項に掲げる7項目に関する情報であることを基本とする旨を記載しました。法第4条第4項では、通じて30年を超えて延長を行う際には、内閣の承認を得るに際して、政府の有するその諸活動を国民に説明する責務を全うする観点に立っても、なお指定に係る情報を公にしないことが現に我が国及び国民の安全を確保するためにやむを得ないものであることについて、その理由を示すこととされており、このような理由の中で、当該特定秘密が、どのような種類の情報であるのかについても、説明されることとなると考えられます。
			<ul style="list-style-type: none"> ・防衛省では一旦秘密指定した情報についてほとんど指定解除をしないという運用が行われて来たようであるが、その運用は内部評価として適切だったという認識か。 ・指定解除がなされなかったことについて何らかの問題があったとすれば、どのような点に問題があったか。 ・どのような制度上の改善が可能か。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 防衛省において、御指摘のような運用が行われていることは承知していませんが、御指摘の懸念を払拭するため、「行政機関の長が、平素から、その指定に係る特定秘密の取扱いの業務に従事する職員に、当該特定秘密の指定の要件充足性を点検させ、指定の要件を充足していないと認められた時には、速やかに指定を解除する」旨記載しました。
			<ul style="list-style-type: none"> ・現状は、公的情報のうち一定種類の情報を秘密指定するという運用になっているのか。 ・類型化はどのような基準で行われているのか。情報の種類か、秘密指定期間か、これらの組み合わせか、その他か。 ・膨大な量の指定秘密の山を前に、その指定を解くか否かを分類するには、類型ごとの判断をし、指定解除してよいという分類をしたものについて更に個々に内容を検討することになるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 現行の特別管理秘密制度では、「カウンターインテリジェンス機能の強化に関する基本方針」（平成19年8月9日付けカウンターインテリジェンス推進会議決定）において、①各行政機関が保有する国の安全、外交上の秘密その他の国の重大な利益に関する事項であって、②公になっていないものうち、③特に秘匿が秘匿が必要なものとして、④当該機関の長が指定したものを、「特別管理秘密」と定義しており、詳細な類型化は行っておりません。 ● 御指摘の懸念を払拭するため、「行政機関の長が、平素から、その指定に係る特定秘密の取扱いの業務に従事する職員に、当該特定秘密の指定の要件充足性を点検させ、指定の要件を充足していないと認められた時には、速やかに指定を解除する」旨記載しました。
			総理大臣答弁で、30年を超える指定の延長についても内閣の承認がなされる場合は、法第4条第4項の7項目に限定するとされていることから（第185回国会衆議院国家安全保障に関する特別委員会議事録第19号（平成25年11月26日））、これを運用基準に記すべきであると考えます。 また、指定の有効期間の延長手続が政令で規定されるとのことであるので、具体的な規定を見てから意見を述べたい。	<ul style="list-style-type: none"> ● 運用基準では、通じて30年を超えて指定の有効期間を延長することができる特定秘密は、法第4条第4項各号に掲げる7つの事項に関する情報であることを基本とすることとしました。
(2)	指定の解除	第4条第7項	「平素からの指定の要件充足性の点検」は、法律では有識者への報告を毎年1回行うこととしているところ、ここではそうした年単位で行うことを定めるのか、もっと頻繁に点検することとするのか。	<ul style="list-style-type: none"> ● 情報保全諮問会議への報告は要件充足性の点検を確実に実施する機会ですが、運用基準では、より厳格に、平素から点検するものとなりました。
			期間中であっても秘密指定を解除すべき場合があるが、解除の要件が定められていない。 災害時に地域住民の避難に資する情報については秘密指定を解除するべきこと等、秘密指定の必要的解除の要件を具体的に定めてはどうか。	<ul style="list-style-type: none"> ● 国民に対する政府の説明責任を不当に妨げることのないよう、指定される情報の範囲が明確になるよう努める旨記載するとともに、御指摘のように一定の条件が生じた場合に指定を解除すべき情報である場合には、適時の解除に資するよう、当該条件を要件充足性の説明の中で明らかにすることとしました。

番号	事項	条文	コメント	反映状況
			<p>指定の解除については、指定の要件充足性につき十分に注意して点検を行う旨を運用基準に定めるべきである。</p> <p>なお、指定の解除方法、その表示、関係者への通知等については政令に規定予定とのことであるので、具体的な規定を見てから意見を述べたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 「行政機関の長が、平素から、その指定に係る特定秘密の取扱いの業務に従事する職員に、当該特定秘密の指定の要件充足性を点検させ、当該取扱業務職員が指定の要件を充足していないと認められた際には、速やかに指定を解除する」旨記載しました。 ● また、特定秘密の取扱いの業務に従事していた者が、その取り扱っていた特定秘密の指定が解除されたか否かを確認することができるようにすることとしました。
(3)	保存期間満了後の取扱い	第4条第6項	<p>「ルールを検討」とあるが、文書等の移管・廃棄は、公文書管理法によるのであり、歴史公文書等の該当性に疑義がある場合には協議を行い、最終的には総理が判断する、ということになるのではないかと懸念が示されているのであれば、懸念を払拭するためには、然るべき機関がチェックする仕組みを作らないといけない。今後設置される機関がチェックするというのも一つの考え方だろう。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 行政文書等の移管・廃棄は、特定秘密が記録されたものについても公文書管理法が適用されます。 ● 行政機関の長は、毎年1回、特定行政文書ファイル等の保存期間が満了したときの措置等を内閣府独立公文書管理監(仮称)に報告するものとし、独立公文書管理監(仮称)は当該報告等を基に、特定行政文書ファイル等の管理について検証し、監察するものとなりました。
			<p>特定秘密指定される情報は、歴史的価値のあるものと思量される。すべからず歴史公文書とする扱いとしてはいかがか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 正本・原本が別途保存されている場合の複写物や、分析資料の基となった断片情報など、特定秘密が記録された文書であっても歴史資料として重要であるとはいえないものもあり、これらすべてを歴史公文書等とすることはできませんが、有効期間が通じて30年を超える特定秘密が記録された文書で指定が解除されたものは、歴史資料として重要であると考えられることから、歴史公文書等として国立公文書館等に移管するものとなりました。
			<p>法4条6項には「保存期間の満了とともに」とあるのは、保存期間経過後という意味になるか。保存期間経過後だと、当該記録についての保管義務がないことになってしまわないか。保存期間内に移管する必要があるのではないか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 「法4条6項には「保存期間の満了とともに」とあるのは、保存期間経過後という意味になるか。」については、貴見のとおりです。 ● 保存期間が満了した行政文書等については、公文書管理法に基づき、速やかに移管又は廃棄されることとなります。
			<p>特定秘密の指定の有効期間が通じて30年を超える特定秘密が記録された行政文書等については、特定秘密の指定が解除され、行政文書等の保存期間が満了した場合には、国立公文書館等に移管することについては、総理が答弁されていることであるので(第185回国会衆議院国家安全保障に関する特別委員会議事録第19号(平成25年11月26日))、これを運用基準に明記すべきである。</p> <p>また、特定秘密の指定の有効期間が通じて30年未満の特定秘密が記載された行政文書等であっても、長期間特定秘密として指定されるものについては、特定秘密の指定が解除された後、その歴史資料としての価値を踏まえ、国立公文書館等への移管が適切に行われるよう、ルールを検討する旨を岡田副大臣が答弁されている(第185回国会衆議院国家安全保障に関する特別委員会議事録第19号(平成25年11月28日))。このため、「特定秘密の指定の有効期間が通じて30年に近い」という長期間をいかに定めるべきかが問題となる。さらに、歴史公文書等への該当性の判断基準が問われることになる。</p> <p>前者の何をもって長期間とするかについては、様々な基準を設定しうるが、私としては、米国の25年という基準が有効に機能していることから、25年以上という基準を提案したい。後者については、25年という長期にわたり特定秘密として指定されてきた特定秘密が記載された行政文書等については、歴史公文書等とみなしてよいと考える。</p> <p>また、貴室が委員に対して、30年を超えて特定秘密として指定していた特定秘密を記録した行政文書等であって、当該行政文書等の保存期間が満了したものについては、自ら指定を解除する場合であっても、全て歴史的公文書等として国立公文書館等に移管するように、運用基準で明らかにするという見解には賛成したい。</p> <p>なお、情報の廃棄についても、森国務大臣が運用基準において規定することを検討すると答弁されているが(第185回国会衆議院国家安全保障に関する特別委員会議事録第14号(平成25年11月15日))、この点に関する貴室により検討中の案がまだ委員に示されていないことから、案が提示されてから意見を述べたいと考える。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 以下のとおり記述致しました。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定の有効期間が通じて30年を超える特定秘密であって、その指定が解除されたものが記録された行政文書のうち、保存期間が満了したものは、国立公文書館等に移管するものとする。 ・ 指定の有効期間が通じて30年未満の特定秘密であって、その指定が解除されたものが記録された行政文書のうち、保存期間が満了したものは、歴史公文書等については国立公文書館等に移管し、又は、歴史公文書等に該当しないものについては、内閣総理大臣の同意を得て廃棄する。 ・ 指定の有効期間が通じて25年以上30年未満の特定秘密が記録されたものについては、歴史公文書等を廃棄することの無いよう、当該行政文書が歴史資料として重要なものでないかどうか特に慎重に判断するものとする。

番号	事項	条文	コメント	反映状況
4 適性評価				
			<p>まず、適性評価を実施するタイミングについては、鈴木政府参考人が、①行政機関の職員等が特定秘密の取り扱いの業務を新たに行うことが見込まれることとなったとき、②取り扱いの業務を行っている職員等が、適性評価の結果の通知を受けてから5年を経過した日以降も引き続き当該業務を行うことが見込まれるとき、及び、③引き続き特定秘密を漏らすおそれがないと認められることについて疑いを生じさせる事情があるときに実施すると答弁している(第185回国会衆議院国家安全保障に関する特別委員会議事録第16号(平成25年11月20日))。原則、これで問題はないと考える。</p> <p>次に、新規採用者に対しても特定秘密を扱うことが予定されている者については、適性評価の対象となるが(森国務大臣・第185回国会衆議院国家安全保障に関する特別委員会議事録第14号(平成25年12月5日))、それ以上の要件は政府答弁では明らかにされていないように思われる。</p> <p>新規採用への求職者の場合、募集時に適性評価の評価対象者となることを明示しておき、そのことに関する求職者の合意が必要となる。そして、内々定後に、適性評価を実施して当該評価対象者が特定秘密の取り扱いの業務を行った場合にこれをもらすおそれがなかった旨が通知されること採用条件にすることが考えられる。</p> <p>また、同一の行政機関内部での転任する場合には直近に実施した適性評価から五年以内であれば改めて適性評価を受ける必要はないものの、退職したり別の行政機関に移動する場合には、改めて適性評価を受ける必要がある(鈴木政府参考人・第185回国会衆議院国家安全保障に関する特別委員会議事録第13号(平成25年11月14日))。</p> <p>また、特定秘密を扱う幹部職の候補者については、適性評価の結果の通知を受けてから5年を経過していない場合を除き、各省の任命権者は、制度の円滑な運用を行うためにも、通常、特定秘密を取り扱う幹部職ポストに係る内閣総理大臣及び官房長官との任免協議に臨む前に適性評価を行うことになる(川淵政府参考人・第185回国会衆議院内閣委員会議事録第9号(平成25年11月27日))。</p> <p>なお、米国の適性評価制度の根幹を規定しているクリントン大統領が発出した大統領令12968号の3.1条(c)項では、米国政府は、機密適性の認定にあたり、人種、皮膚の色、宗教、性別、出身国籍、障害又は性的指向により差別してはならないとの差別規制条項をおいている。我が国においても、本法の適性評価の実施に関して、憲法第14条の定める差別の禁止が運用基準において厳格に順守されることを確認する規定を置くべきであると考ええる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 新規採用者であって採用後、特定秘密の取り扱いの業務を行うことが見込まれる者について、内定後から適性評価を実施できる旨規定しました。(IV3(2)7) ● 法第12条第1項第1号括弧書に基づき改めて適性評価を実施する必要のない者について具体的に規定しました。(IV3(2)ウ) ● 適性評価に関わる者は、憲法第14条を遵守するとともに、国民の基本的な人権を不当に侵害することのないよう十分に配慮しなければならない旨明記しました。(IV1)
(1)	評価対象者	第12条第1項及び第15条第1項	クリアランス取得者を多めに取っておくのか。(評価対象者が拡大しすぎぬよう何らかの記述が必要か。)	<ul style="list-style-type: none"> ● 評価対象者の選定に当たっては、必要以上に評価対象者を選定しないよう配慮しなければならない旨明記しました。(IV1)
			「引き続き当該おそれがないと認めることについて疑いを生じさせる事情」の例示としては、プライバシーとの関係で微妙なことも記載しなければならないことになるだろう。	<ul style="list-style-type: none"> ● 職員や上司等に法第12条第1項第3号に該当する可能性があるものとして報告を求める具体的な事情を列記し、報告を受けた行政機関において、「引き続き当該おそれがないと認めることについて疑いを生じさせる事情」に該当するか否かを判断することとしました。(IV9(1)7)
			「新規採用者」は、それまで組織外にいた者を指すのか。そういう者にも特定秘密の取扱いをさせることを予定しているのか。	<ul style="list-style-type: none"> ● 新規に採用される者は、その時点で、特定秘密の取り扱いの業務を行うことはありませんが、新規に採用される者が採用後に行政機関の職員等として特定秘密の取り扱いの業務を新たに行うことが見込まれるときには、適性評価を実施することとなります。(IV3(2)7)
			「引き続き当該おそれがないと認めることについて疑いを生じさせる事情」は、日常業務からわかる範囲のものか、何らかの調査が必要になることも含むのか。	<ul style="list-style-type: none"> ● 職員や上司等に法第12条第1項第3号に該当する可能性があるものとして報告を求める具体的な事情を列記し、報告を受けた行政機関において、「引き続き当該おそれがないと認めることについて疑いを生じさせる事情」に該当するか否かを判断することとしました。この事情については、日常業務から把握できる範囲のものを想定しています。(IV9(1)7)

番号	事項	条文	コメント	反映状況
			告知と同意については、書面でこれを行い、当該書式を運用基準に明記すべきである。 米国では、契約という異なった形であるものの、「機密情報不開示契約—書式312号」が公開されており、①機密情報の定義の確認、②契約上の義務の確認、③違反した場合の効果、④雑則から構成されている。また、機密保全教育を受けた上で署名する点に特徴が見られる。	<ul style="list-style-type: none"> ● 告知及び同意を書面で行う旨規定し、その様式を添付しました。(IV4(1)、(2)) ● 特定秘密を漏らすおそれがないと評価した結果を通知する際に、特定秘密の取扱いの業務を行った場合に特定秘密を漏らさないこと等について確認するため、誓約書を徴することとしました。(IV7(1)オ)
(2)	適性評価の手続き	第12条第2項から第4項及び第15条第2項	行政機関の長(職員)は適合事業者の従業者に対する適性評価手続を実際にどのような手順で行うことになるのか。	<ul style="list-style-type: none"> ● 適合事業者の従業者についての適性評価の手続を規定しました。(IV3(1)等)
			行政機関の長(職員)は適合事業者の従業者の「引き続き当該おそれがないと認めることについて疑いを生じさせる事情」の把握を実際にどのような手順で行うことになるのか。	<ul style="list-style-type: none"> ● 法第12条第1項第3号に該当する可能性がある場合に、適合事業者から契約先の行政機関の長へ報告することを契約で定める旨規定しました。(IV9(2))
			「質問」「資料の提出」「必要な事項の報告」に関する告知はあるのか。どのようにするのか。	<ul style="list-style-type: none"> ● 「質問」「資料の提出」「必要な事項の報告」について告知書で告知することとしています。(IV4(1))
ア	同意の取得		機密を守るといったサインをもらうこと(機密情報不開示契約)も必要。	<ul style="list-style-type: none"> ● 特定秘密を漏らすおそれがないと評価した結果を通知する際に、特定秘密の取扱いの業務を行った場合に特定秘密を漏らさないこと等について確認するため、誓約書を徴することとしました。(IV7(1)オ)
イ	「適性評価質問票」の提出		政令において、適性評価の実施に当たって、評価対象者が書面に必要な事項を記載して行政機関の長に提出する規定が置かれることが予定されているが、その「適性評価質問票」を運用基準に明記すべきであると考えます。 米国では、機密情報にアクセスする必要がある職に携わる場合には、標準書式86号(Standard Form 86)「国家安全保障職質問事項(Questionnaire for National Security Positions)」が用いられているが、このような質問票を参考にしながら、我が国の実情にあった質問票を策定するべきであると考えます。 なお、評価対象者に対する面接等の適性評価の調査と方法につき有識者の諮問を経た運用基準を作成すると政府答弁がなされている。この点につき、評価対象者のプライバシーの保護、面接の実施方法、面接者に適性評価が必要かといった省庁間での標準化を図るための検討がなされるべきである。	<ul style="list-style-type: none"> ● 具体的な質問票を添付しました。(IV5(1)) ● 評価対象者のプライバシーの保護に十分に配慮しなければならない旨を基本的な考え方として明記しました。(IV1) ● 面接の実施方法等については、研修(IV11)を通じてその教育を図ってまいります。
(3)	評価の基準	第12条第1項・第2項及び第15条	運用が恣意的にならないようにするためと、適性評価対象者からのクレームを少なくするために、ある程度示しておいた方がよい。	<ul style="list-style-type: none"> ● 評価の基本的な考え方と考慮する要素を具体的に規定しました。(IV6)
			評価の観点や評価の基準を、調査事項ごとにどの程度具体的に記載すべきかであるが、カウンターインテリジェンスの観点から支障が生じない程度に、なるべくわかりやすく運用基準に記載すべきであるとかんがえる。いずれにしろ個別の判断基準だけに基づくのではなく、総合的な判断がなされる仕組みにすべきである。 また、政府答弁で明らかにされている調査の対象とならない事項についても、明示的に列挙しておくことが考えられる。たとえば、評価対象者の①思想・信条、②政治活動・組合活動は調査対象とはならないことを明記しておくことがよいと考える。 なお、米国では、この評価基準を「機密適性認定のための判断指針(改定版)(Revised Adjudicative Guidelines for Determining Eligibility for Access to Classified Information)」で詳細に記している。	<ul style="list-style-type: none"> ● 評価の基本的な考え方と考慮する要素を具体的に規定しました。(IV6) ● また、評価に当たり、思想信条、適法な政治活動及び組合活動等を調査することは厳に慎む旨明記しました。(IV1)
(4)	結果及び理由の通知	第13条及び第15条第2項	結果の通知には、確認事項として、不利益処分ではないことを明記しておいた方がよいのではないかと。	<ul style="list-style-type: none"> ● 本法のコンメンタール等において記載することを検討しています。
			結果の通知の在り方及び理由の通知に当たって考慮すべき事項について、運用基準でその様式を明記すべきである。	<ul style="list-style-type: none"> ● 結果の通知の様式を添付しました。(IV7)
(5)	適性評価に関する個人情報の保管	第16条	適性評価に関する個人情報の厳格な管理や保管年数について、運用基準において明記すべきである。	<ul style="list-style-type: none"> ● 適性評価に係る個人情報の管理、保存期間について規定しました。(IV10(2))

番号	事項	条文	コメント	反映状況
(6)	苦情の申出に対する対応	第14条及び第15条第2項	<p>どのような制度を想定しているのか。</p> <p>苦情対応の手順、苦情処理の結果の通知の在り方等について、運用基準で明記すべきである。</p> <p>なお、貴室からの回答で確認したとおり、①適性評価は、特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがあるかどうかを評価するものに過ぎず、②職員の任用について人事評価又はその他の能力の実証等に基づいて行わなければならないことを規定する国家公務員法等の能力を評価するものではなく、また、③適性評価は、評価対象者の権利義務を変動させるものでもないことから、適性評価は「処分その他の公権力の行使」に該当しないことから、行政処分ではなく、したがって、④適性評価の結果そのものは、行政不服審査法の不服申立てや行政事件訴訟法の取消訴訟の対象とはならない。このため、法第14条における苦情の申出に対する結果が終局的なものとなる。</p> <p>国家公務員等の場合には、適性評価の結果として特定秘密を取り扱えないとの結果に至った場合でも、配転等により十分な雇用の保障が確保できると考える。一方、民間企業で適合事業者の従業者のうち、特定秘密に強く結びついた技術(たとえば、暗号技術者や特定の防衛技術)を専門にする従業者の場合には、適性評価の結果、特定秘密を取り扱えなくなると、その配転に困難が生じる場合も想定される。このため、政府と適合事業者との契約を締結するにあたっては、この点に十分に配慮すべきことを事前に説明すべきである。</p>	<p>● 苦情の申出とその処理について規定しました。(IV8)</p>
(7)	留意事項		<p>適性評価は、法の枠組や理念が実際に適正に運用されるよう具体的な制度で担保していく必要がある。米国以外の諸外国の適性評価の運用がどのように行われているのか。調べて教えていただきたい。</p> <p>何をチェックしているのかを事業者には教えないと、事業者側も把握すべき様子がどのようなものか分からず、対応しようがないのではないかと。行政機関の職員であれば、行政機関の側が日常的に監督することができるので不審な情報等があれば察知できるが、事業者は、仕事欲しいから、自らの職員について、そのような不利な情報は出さないのではないかと。この点、法令や契約でどのように担保するかを考える必要がある。</p> <p>制度運用者は交替するので、とんでもない問題が起こらないよう、確認事項として、プライバシーへの配慮等を書いておくべきである。</p> <p>法第14条第3項の不利益な取扱いには、降格、減給、懲戒処分はもとより、これらに該当しない訓告・嚴重注意・自宅待機命令、不利益な配置の変更など人事上の差別取扱いの作為又は不作為、昇給、昇格など給与上の差別取扱いの作為又は不作為、退職の強要、専ら雑務に従事させるなど就業環境を害することなどが含まれることを明記すべきである。</p> <p>法第16条において、特定秘密の保護以外の目的のために、適性評価に関する個人情報を利用又は提供することを禁止しており、同意をしなかったこと等を、例えば人事考課等特定秘密の取扱いに関係しない不利益な取扱いに利用することはできないことを記すべきである。特に、民間事業者との契約等において、この旨を明記することを検討すべきである。</p> <p>適性評価に伴うプライバシーへの配慮や、個人情報の利用に関する具体的な制限を、わかりやすく例示すべきである。</p>	<p>● これまでも、特定秘密保護法と諸外国の秘密保全制度の比較の資料を送付しておりますが、引き続き、資料の追加等に努めます。</p> <p>● 評価の基本的な考え方と考慮する要素を具体的に規定しました。(IV6)</p> <p>● 適合事業者の従業者に法第12条第1項第1号に該当する可能性がある場合の報告について、契約で定める旨規定しました。(IV9(2))</p> <p>● 運用基準で、評価対象者のプライバシーの保護に十分に配慮しなければならない旨を基本的な考え方として明記しました。(IV1)</p> <p>● 具体例を例示して、苦情を申出たことを理由として不利益な取扱いをしてはならない旨規定しました。(IV8(2)イ)</p> <p>● 適性評価の実施に当たっての基本的な考え方において、人事評価のために適性評価の結果を利用してはならない旨明記しました。また、個人情報の利用及び提供の制限について規定しました。(IV1、10(3))</p> <p>● 運用基準に、評価対象者のプライバシーの保護に十分に配慮しなければならない旨を基本的な考え方として明記しました。(IV1)</p>
5 特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況の報告等				
(1)	内閣総理大臣への報告		<p>法第18条第3項で「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況」を報告するとしているにもかかわらず、更新や文書の廃棄についても情報保全諮問会議に報告するのであれば、それも含まれることを明記すべき。</p>	<p>● 行政機関の長は、毎年1回、内閣官房保全監視委員会(仮称)及び内閣府独立公文書管理監(仮称)に対し、「過去1年に特定秘密の指定の有効期間の延長をした件数」、「指定が解除され、又は指定の有効期間が満了した特定秘密が記録された行政文書ファイル等を過去1年に廃棄した件数」を報告するものとし、保全監視委員会(仮称)は当該報告等を取りまとめ、内閣総理大臣に報告するものとし、内閣総理大臣は、それを情報保全諮問会議に報告し、御意見を伺うこととしました。</p>

番号	事項	条文	コメント	反映状況
			「指定が解除された特定秘密が記録された行政文書を廃棄した件数」とあるが、指定が解除される前に廃棄された文書についても記載する必要があるのではないか。	<ul style="list-style-type: none"> ● 行政機関の長は、毎年1回、内閣官房保全監視委員会(仮称)及び内閣府独立公文書管理監(仮称)に対し、「過去1年に廃棄した特定行政文書ファイル等の件数」を報告するものとなりました。
			報告は件数だけでなく、その年の指定や適性評価の傾向、状況、動向や、経年比較・時期比較、特徴的な事例等、文章にして報告するべきではないか。また、「適性評価に関する苦情件数と主な改善事例」とあるが、運用の改善は絶えず行うべきであって、必ずしも苦情とリンクするものではない。項目は分けるべき。	<ul style="list-style-type: none"> ● 内閣官房保全監視委員会(仮称)は、行政機関の長からの報告等を取りまとめ、国民に分かりやすい形で取りまとめた概要を付して、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況を内閣総理大臣に報告するものとなりました。 ● 行政機関の長は、毎年1回、内閣官房保全監視委員会(仮称)に対し、「過去1年に申出のあった法第14条(法第15条第2項で準用する場合を含む。)の苦情の件数」及び「過去1年に行った適性評価に関する改善事例」をそれぞれ報告するものとなりました。
			主に件数が報告されるようであるが、運用状況の適切さを検証できないのでは。報告項目はより具体的にすべきでは。	<ul style="list-style-type: none"> ● 内閣官房保全監視委員会(仮称)が、毎年1回、行政機関の長からの報告等を取りまとめ、国民に分かりやすい形で取りまとめた概要を付して、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況を内閣総理大臣に報告することとなりました。
			報告の内容(「実施の状況」)は、報告される側が制度運用の実情を把握し、制度運用について意味のある指摘ができるように作られている必要がある。	<ul style="list-style-type: none"> ● 内閣官房保全監視委員会(仮称)が、毎年1回、行政機関の長からの報告等を取りまとめ、国民に分かりやすい形で取りまとめた概要を付して、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況を内閣総理大臣に報告することとなりました。
			<p>行政機関の長は、(仮称)保全監視委員会を通じて、内閣総理大臣に報告を行うこととし、省庁ごとに、以下の事項を報告すべきであると考え。なお、適合事業者全体についても、一定の情報を開示すべきであると考え。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定秘密の指定者数 ・ 特定秘密の指定、更新、解除の件数 ・ 派生秘密の作成件数 ・ 5年の延長時の指定解除の状況及び期限の延長状況 ・ 指定が解除された特定秘密が記録された行政文書等を国立公文書館等に移管した件数 ・ 指定が解除された特定秘密が記録された行政文書等を廃棄した件数 ・ 適性評価の実施件数 ・ 適性評価の実施についての不同意件数 ・ 適性評価に関する苦情件数と主な改善事例 ・ 情報保護監視委員会、(仮称)独立公文書管理監及び(仮称)情報保全監察室の活動内容 	<ul style="list-style-type: none"> ● 行政機関の長は、毎年1回、内閣官房保全監視委員会(仮称)に対し、「当該行政機関の長が指定をした特定秘密の件数及び過去1年に新たに指定をした特定秘密の件数」、「過去1年に特定秘密の指定の有効期間の延長をした件数」、「過去1年に特定秘密の指定を解除した件数」、「指定が解除され、又は指定の有効期間が満了した当該指定に係る情報が記録された行政文書ファイル等を過去1年に国立公文書館等に移管した件数」、「指定が解除され、又は指定の有効期間が満了した当該指定に係る情報が記録された行政文書ファイル等を過去1年に廃棄した件数」、「過去1年に適性評価を実施した件数」、「過去1年に適性評価の評価対象者が法第12条第3項(法第15条第2項で準用する場合を含む。)の同意をしなかった件数」、「過去1年に申出のあった法第14条(法第15条第2項で準用する場合を含む。)の苦情の件数」、「過去1年に行った適性評価に関する改善事例」、「その他参考となる事項」を報告することとなりました。 ● 上記事項の報告等を受けた内閣官房保全監視委員会(仮称)が、毎年1回、行政機関の長からの報告等を取りまとめ、国民に分かりやすい形で取りまとめた概要を付して、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況を内閣総理大臣に報告することとなりました。 ● なお、御指摘のうち、「特定秘密の指定者数」について、特定秘密の指定を行うのは行政機関の長のみであること、また、「派生秘密」という特定秘密の分類は存在しないことから、報告事項とはしておりません。

番号	事項	条文	コメント	反映状況
(2)	情報保全諮問会議への報告	第18条第3項	報告の内容(「実施の状況」)は、報告される側が制度運用の実情を把握し、制度運用について意味のある指摘ができるように作られている必要がある。	<ul style="list-style-type: none"> ● 内閣官房保全監視委員会(仮称)が、毎年1回、行政機関の長からの報告等を取りまとめ、国民に分かりやすい形で取りまとめた概要を付して、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況を内閣総理大臣に報告することとしました。
			内閣総理大臣による情報保全諮問会議(法第18条第2項に規定する者)への報告について記載することに賛成する。	<ul style="list-style-type: none"> ● それらの状況の報告を受けた内閣総理大臣は、毎年1回、情報保全諮問会議に対し、それらの状況を報告し、御意見を伺うこととしました。
(3)	国会への報告及び公表	第19条	報告の内容(「実施の状況」)は、報告される側が制度運用の実情を把握し、制度運用について意味のある指摘ができるように作られている必要がある。	<ul style="list-style-type: none"> ● 内閣官房保全監視委員会(仮称)が、毎年1回、行政機関の長からの報告等を取りまとめ、国民に分かりやすい形で取りまとめた概要を付して、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況を内閣総理大臣に報告することとしました。
			政府による国会への報告と公表について記載する。	<ul style="list-style-type: none"> ● それらの状況の報告を受けた内閣総理大臣は、毎年1回、情報保全諮問会議に対し、それらの状況を報告し、御意見を伺うこととしました。 ● 内閣総理大臣は、毎年1回、情報保全諮問会議の意見を付して、それらの状況を国会に報告するとともに、公表することとしました。
※ チェック機関との関係				
			内閣官房に設置される(仮称)保全監視委員会、内閣府に設置される(仮称)独立公文書管理監と、その下に置かれる(仮称)情報保全監察室の権限や所掌事務について、米国の省庁間上訴委員会及び情報保全監督局を参考としつつ検討し、その検討状況を踏まえ、新たに設置されることとなるこれらチェック機関との関係(例えば、(仮称)情報保全監察室から特定秘密の指定を解除するよう是正を求められた場合に、指定を行った行政機関の長が必要な措置をとることとするなど)を運用基準にも明記することに賛成する。	<ul style="list-style-type: none"> ● 運用基準には、内閣官房保全監視委員会(仮称)、内閣府独立公文書管理監(仮称)及び内閣府情報保全監察室(仮称)の事務等を記載することとしました。 ● 具体的には、内閣府独立公文書管理監(仮称)が特定秘密の指定等が法令や運用基準に従って適切に行われているかどうかを検査・監察し、これらに従っていないと認める場合には、当該特定秘密の指定等を行った行政機関の長に対し、是正を求めること、当該行政機関の長は適切な措置を講じることなどを盛り込んでいます。
(1)	保全監視委員会(仮称)		情報保全諮問会議には、※の「チェック機関」がチェックした後のものが報告されることになるのか。	<ul style="list-style-type: none"> ● 内閣官房保全監視委員会(仮称)は、毎年1回、行政機関の長からの報告等を取りまとめ、国民に分かりやすい形で取りまとめた概要を付して、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況を内閣総理大臣に報告することとしました。 ● それらの状況の報告を受けた内閣総理大臣は、法第18条第3項に基づき、毎年1回、情報保全諮問会議に対し、それらの状況を報告し、御意見を伺うこととしました。
			チェック機関については、どのような機能等を持つのか、関心が高いと思うので、運用基準に盛り込むべき。	<ul style="list-style-type: none"> ● 運用基準には、内閣官房保全監視委員会(仮称)、内閣府独立公文書管理監(仮称)及び内閣府情報保全監察室(仮称)が行う事務等を記載することとしました。

番号	事項	条文	コメント	反映状況
			「先生方のご意見を伺いながら検討したい」とのことであるが、行政のお手盛りと言われぬように、法的拘束力のあるルールにもとづいて設置・運用をすることのご検討をお願いしたい。	<ul style="list-style-type: none"> ● 閣議決定は、内閣の意思決定として、内閣の統括下にある全ての行政機関を拘束するものであり、閣議決定する運用基準において、内閣官房保全監視委員会(仮称)、内閣府独立公文書管理監(仮称)及び内閣府情報保全監察室(仮称)が行う事務等を記載する案をお示しています。 ● 運用基準において、チェック機関の事務等を具体的に定め、これを閣議決定することで、国務大臣はもとより、行政機関の関係職員は、これに従って職務を執行する責務を有することとなります。
			18条1項の主語は「政府」になっているが、具体的にはどのような仕組みと手順で基準づくりを行うのか。	<ul style="list-style-type: none"> ● 内閣官房特定秘密保護法施行準備室において、運用基準案に盛り込むべき事項について各委員の先生方から御意見を伺いながら、運用基準の素案を作成することとしています。 ● 情報保全諮問会議において素案について御議論いただいた上で、運用基準案のパブリックコメントを実施し、情報保全諮問会議においてパブリックコメントの意見を踏まえて御議論いただき、運用基準を閣議決定することとしています。
			基準を作る者と監視する者は異なる省庁の出身者にするのか。	<ul style="list-style-type: none"> ● 運用基準については、上記のとおり、内閣官房特定秘密保護法施行準備室において素案を作成することとしています。 ● 法施行後の各行政機関による特定秘密の指定等については、内閣官房保全監視委員会(仮称)及び内閣府独立公文書管理監(仮称)・情報保全監察室(仮称)が監視、検証、監察等の事務を行うこととしています。 ● これら機関の人員については、専門性や行政機関との関係等を踏まえて検討してまいりたいと考えております。
(2)	独立公文書管理監(仮称)と、その下に置かれる情報保全監察室(仮称)	附則第9条	情報保全諮問会議には、※の「チェック機関」がチェックした後のものが報告されることになるのか。	<ul style="list-style-type: none"> ● 内閣官房保全監視委員会(仮称)が、毎年1回、行政機関の長からの報告等を取りまとめ、国民に分かりやすい形で取りまとめた概要を付して、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況を内閣総理大臣に報告することとしました。 ● それらの状況の報告を受けた内閣総理大臣は、毎年1回、法第18条第3項に基づき情報保全諮問会議に対し、それらの状況を報告し、御意見を伺うこととしました。
			チェック機関については、どのような機能等を持つのか、関心が高いと思うので、運用基準に盛り込むべき。	<ul style="list-style-type: none"> ● 運用基準には、内閣官房保全監視委員会(仮称)、内閣府独立公文書管理監(仮称)及び内閣府情報保全監察室(仮称)が行う事務等を記載することとしました。
			「先生方のご意見を伺いながら検討したい」とのことであるが、行政のお手盛りと言われぬように、法的拘束力のあるルールにもとづいて設置・運用をすることのご検討をお願いしたい。	<ul style="list-style-type: none"> ● 閣議決定は、内閣の意思決定として、内閣の統括下にある全ての行政機関を拘束するものであり、閣議決定する運用基準において、内閣官房保全監視委員会(仮称)、内閣府独立公文書管理監(仮称)及び内閣府情報保全監察室(仮称)が行う事務等を記載することとしました。 ● 運用基準において、チェック機関の事務等を具体的に定め、これを閣議決定することで、国務大臣はもとより、行政機関の関係職員は、これに従って職務を執行する責務を有することとなります。

番号	事項	条文	コメント	反映状況
			「独立した公正な立場」は、予算面と人事面とを考える必要があるが、具体的にどのようにして確保するのか。省庁からの出向者は当てないということか。	<ul style="list-style-type: none"> ● 内閣府独立公文書管理監(仮称)及び内閣府情報保全監察室(仮称)については、実効的に機能するよう予算についても検討してまいります。 ● これら機関の人員については、専門性や行政機関との関係等を踏まえて検討してまいりたいと考えております。
その他				
			公益通報者制度はどのように規定されるのか。	<ul style="list-style-type: none"> ● 取扱業務等が特定秘密の指定等又は特定行政文書ファイル等の管理が法令や運用基準に従って行われていないと史料するときには、行政機関の通報窓口に対し、その旨の通報をすることができるものとし、さらに、行政機関から通報事案についての調査を行わない旨の通知又は調査の結果の通知があった場合には、通報者は、内閣府独立公文書管理監(仮称)の通報窓口に通報することができること等を記載することとしました。
			「具体的な内容は検討中」とのことだが、特定秘密に該当する情報であっても、違法行為に関するものは公益通報保護の対象としていただきたい。	<ul style="list-style-type: none"> ● 取扱業務等が特定秘密の指定等又は特定行政文書ファイル等の管理が本法等に従って行われていないと史料するときには、行政機関又は内閣府独立公文書管理監(仮称)の通報窓口に対し、その旨の通報をすることができるものとし、行政機関の長は、通報者に対し、通報をしたことを理由として不利益な取扱いをしてはならない旨等を記載する案としました。
			特定秘密を含む文書等の複製はしてはいけないことになるのか。	<ul style="list-style-type: none"> ● 特定秘密を取り扱う上で、特定秘密を含む文書等の複製等を作成しなければならない状況もあり得るものと考えていますが、その方法・手続については制限をする必要があると考えています。
			適性評価を要しない者にもその職に就くにあたって適切に特定秘密の保護に関する教育を施すべき。その点、米国での扱いはどうなっているか。	<ul style="list-style-type: none"> ● 法第11条の1号から7号までに列挙された適性評価を受けることを要しない者に対する特定秘密の保護上必要な措置に関する教育のあり方については御指摘を踏まえ検討して参ります。 ● 米国においては大統領令13526号の1.3.秘密指定権限において、適性評価を要しない者である大統領及び副大統領についても、秘密指定された情報の保護に関する説明を含む研修を受けなければならないとされています。

番号	事項	条文	コメント	反映状況
			<p>刑事罰が適用される限界事例は示せないとしても、知る権利・表現の自由との関係で国民に萎縮効果を与えないように、処罰対象とならない範囲の明示に努めていただきたい。</p> <p>たとえば、森大臣による国会答弁においては、以下は「著しく不当な方法」には該当しないとされたと聞き及んでいるが、運用基準等においてこういった内容も（「著しく不当な方法」該当性の論点のみに限らず、）明文化してはどうか。</p> <p>①夜討ち朝駆けの取材 ②頻繁なメール、電話あるいは直接の接触 ③個人的な関係などに伴うコミュニケーションや飲食 ④入室可能な状態となっている部屋に入室し、閲覧可能な状態となっているパソコンの画面や書面を閲覧する行為 ⑤机上に伏せられている書類を裏返して閲覧する行為や写真撮影による閲覧 ⑥パスワードが入力済みで閲覧可能な状態となっているパソコンをワンタッチして閲覧する行為 ⑦情報の取り扱い責任者の関係者及び周辺者に対する取材 ⑧関係部局担当者といった、特定秘密の取扱者と極めて関係は深い、その者自身は取扱者ではない者からの取材 ⑨秘密とされた情報を得ているであろう政治家からの取材 ⑩情報の取扱者の家族からの取材 ⑪適合事業者からの取材</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 具体的にどのような行為が刑事罰の対象となるかについては、個別具体的な事情に応じて判断せざるを得ないところもありますが、本法のコメント等において具体例を盛り込むことを検討して参ります。
			<p>この点については、国会の政府答弁で諮問事項とされていないかもしれないが、本運用基準において、特定秘密の保全に関する教育・訓練について、少なくとも年に1回は受講する等の基準を定めるべきであると考え。米国では、これを義務化している(同大統領令1.3条)。</p> <p>また、このような保全教育・訓練は、適性評価を経て特定秘密の取扱いが認められた者に限らず、法第11条の1号から7号まで列挙された適性評価を受けることを要しない者についても、その着任時(又は法施行時において既にその地位にある者については、できるだけ速やかに)に受講する義務を課すべきであると考え。なお、法第10条に基づき公益上の特定秘密の提供を行う場合にも、これに準じるべきであると考え。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 各行政機関の長、都道府県警察本部長及び適合事業者が、特定秘密の保護上必要な措置に関する教育について規程を定めるとともに、職員・従業者に対する教育を平素より行うよう定める方向で検討しております。 ● 法第11条の1号から7号までに列挙された適性評価を受けることを要しない者に対する特定秘密の保護上必要な措置に関する教育のあり方につきましては御指摘を踏まえ検討して参ります。
			<p>これまで、防衛秘密や特別管理秘密を扱う職については、その手当等があったのかも知れないが、本法が施行されることにより、適性評価が実施され、かつ特定秘密の漏えいに対しては厳格な罰則が設けられた。</p> <p>このため、国家公務員及び都道府県警で特定秘密を取り扱う方々に、一定の手当を設けるか増額することを検討して頂きたい。</p> <p>また、民間の適合事業者の従業者等に対しては、その契約の積算段階から手当を組み込み、政府から個々の適合事業者に対して、その手当分の価額が個々の従業者の方の賃金に反映されるようお願いするなどの方策を講じるべきであると考え。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● ご指摘は、将来の課題と考えております。
			<p>すでに自民党・公明党両議員からなる「公文書管理推進議員懇話会」が、2013年6月に安倍総理に国立公文書館の新館建設の要望書を手渡しているが、その実現を期待したい。</p> <p>本法の審議において参考人として陳述された早稲田大学客員教授の春名幹男先生が述べたとおり(第185回国会衆議院国家安全保障に関する特別委員会議事録第12号(平成25年11月13日))、米国では公文書館の設備・人員が充実していることから、米国は機密情報を公開するという研究者の認識が国益になっており、我が国でも同様の施策を取れば国益になるという指摘は重要だと考える。</p> <p>また、将来、国立公文書館の新館が建設された際には、同館にオバマ大統領が大統領令13526号で新たに設けた国家機密解除センター(National Declassification Center)(同大統領令3.7条)のような制度を検討して頂きたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 御指摘の点も含め、特定秘密の指定等の適正を確保する方策については、法の施行後も運用の実態を踏まえて必要な見直しを行っていくことになるかと考えています。 ● なお、「公文書管理推進議員懇話会」の要望書に関しては、内閣府公文書管理課において必要な調査・検討を行うこととしています。